

鶴見川流域水協議会の法定化について

令和4年9月15日
鶴見川流域水協議会

特定都市河川浸水被害対策法改正の背景・必要性

気候変動の影響

速やかに対応

- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急を実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「**流域治水プロジェクト**」を速やかに実施
(令和2年度内に全1級109水系で策定済)
- 〔 国管理河川で**戦後最大規模洪水**に、都市機能集積地区等で**既往最大降雨**による内水被害に対応 〕

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

「特定都市河川浸水被害対策法」を改正

流域治水のイメージ



特定都市河川法の改正概要と鶴見川流域における方針

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域における関係者一体となった水害対策を一層促進するため、「流域水害対策計画」の内容を見直し、流域の事業者や住民に密接に関連する事項を位置付けるとともに、計画の効果的な実施・運用体制の構築が必要。

【改正概要】

【流域水害対策計画の拡充】

- 「流域水害対策計画」に雨水貯留浸透対策の強化（公共団体・民間による対策や緑地保全等）、浸水エリアとその土地利用等を新たに位置付け

【協議会制度の創設】

- 見直し後の「流域水害対策計画」の効果的な実施・運用に当たり、流域関係者が参画する「流域水害対策協議会」制度を創設

【鶴見川流域における方針】

- 法改正に対応し、現行の鶴見川流域水害対策計画(H19.3策定)で定める項目の一部変更・追加を実施
- 現行の鶴見川流域水協議会を、特定都市河川浸水被害対策法に基づく法定協議会として位置づけ、鶴見川流域水害対策計画の変更や、計画の実施に係る協議を行う
- 気候変動による降雨量の増加を勘案した治水計画の策定は、流域水害対策計画の変更内容を反映して、検討を実施予定

【流域水害対策協議会のイメージ】



(協議会設置)
 国土交通大臣指定河川: 設置必須
 都道府県知事指定河川: 設置任意

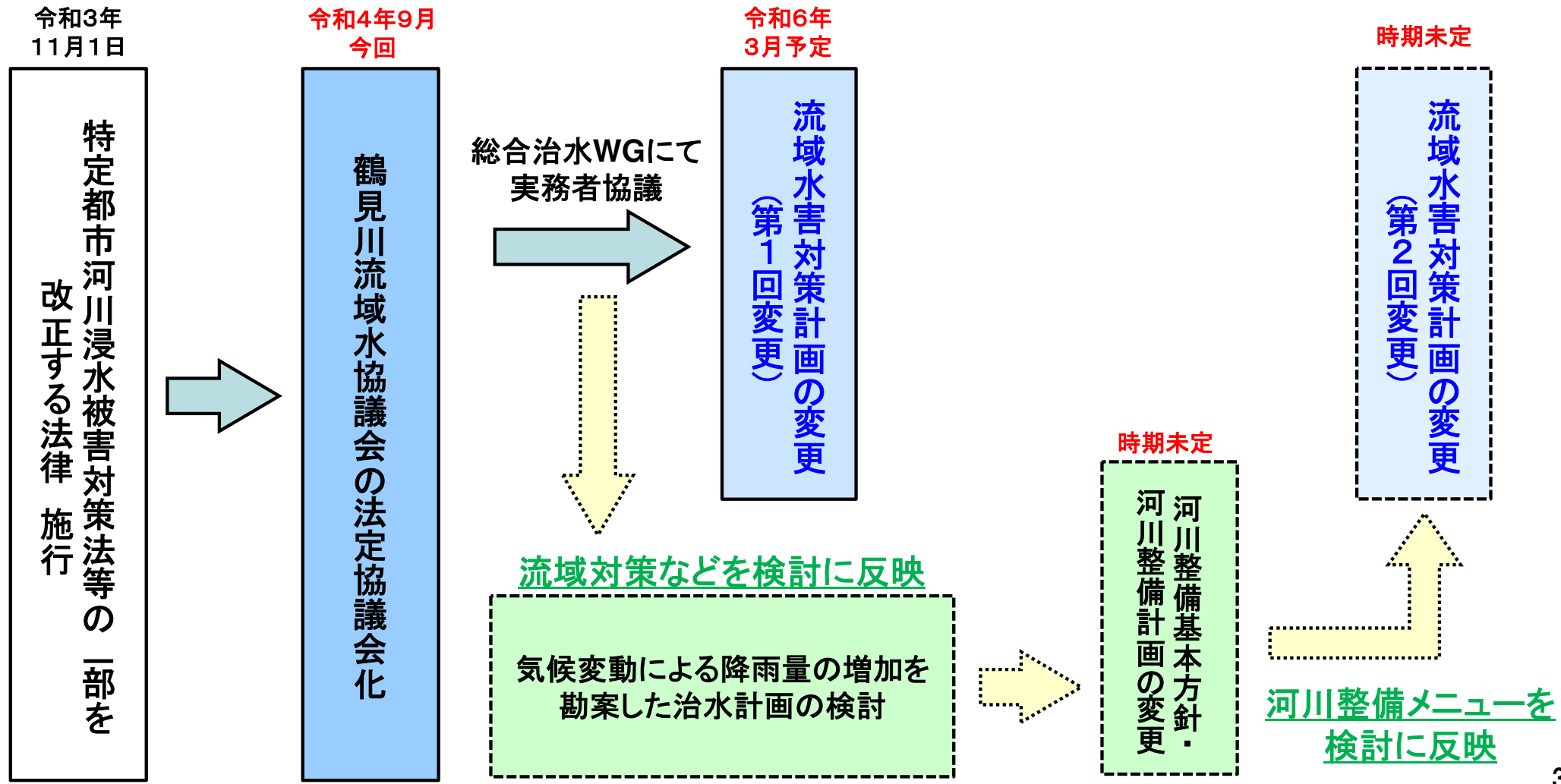
(構成員)
 ・流域水害対策計画策定主体
 ・接続河川の河川管理者
 ・学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)
 ・流域水害対策計画の作成に関する協議
 ・計画の実施に係る連絡調整

→ 構成員は協議結果を尊重

今後の治水計画変更の流れ

- 協議会の法定化後、総合治水WGにて流域水害対策計画の変更に向けた実務者協議を開始
- 鶴見川流域水害対策計画は、令和6年3月(令和5年度中)を目途に変更予定
- 気候変動による降雨量の増加を勘案した治水計画の策定は、流域水害対策計画の変更内容を反映して、検討を実施予定



鶴見川流域水協議会の法定協議会化

【特定都市河川浸水被害対策法の改正内容】

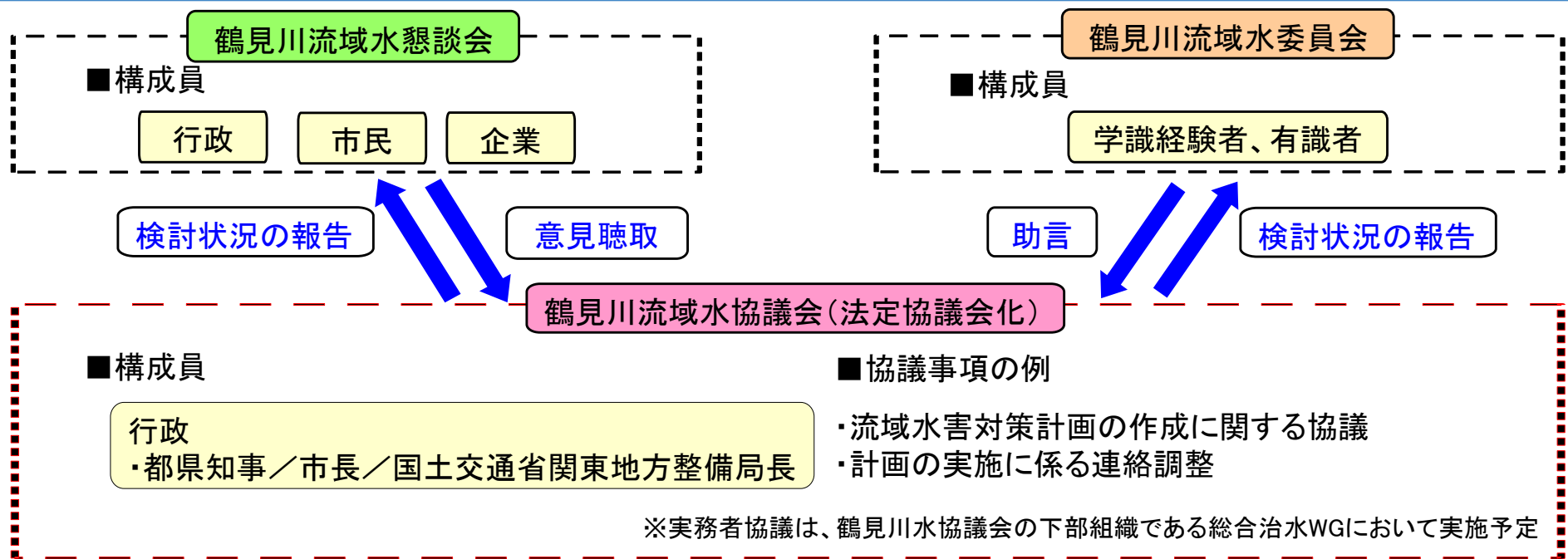
- 見直し後の「流域水害対策計画」の効果的な実施・運用に当たり、流域関係者が参画する「**流域水害対策協議会**」制度を創設



【鶴見川流域における方針】

- 現行の鶴見川流域水協議会を、特定都市河川浸水被害対策法に基づく法定協議会として位置づけ、鶴見川流域水害対策計画の変更や、計画の実施に係る協議体として位置づける
- 鶴見川流域水委員会、鶴見川流域水懇談会とも連携し、鶴見川流域における関係者一体となった水害対策を一層促進する。

法定化後の検討体制のイメージ



- 現行の鶴見川流域水協議会を法定協議会化
- 特定都市河川法6条で定める要件に適合させるため、現行の設置要領の一部を修正

鶴見川流域水協議会 設置要領 新旧表

現行	改定案
<p>(協議会の設置)</p> <p>第1条 流域の開発に伴い治水安全度の低下及び水循環系に諸課題を有する鶴見川において、治水施設の整備の積極的な推進及び流域の持つ保水遊水機能の健全な維持等の総合的な治水対策に加え、水循環系の健全化に係る施策を講ずるため、鶴見川流域水協議会を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は鶴見川総合治水対策及び水循環系の健全化に係る施策の効率的かつ円滑な実施を図るため次の所掌事項を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画の策定と実施に関する協議。 3. 水循環系の健全化に係る施策(鶴見川流域水マスタープラン策定など)の実施に関する協議。 <p>(協議会の組織)</p> <p>第3条 協議会は、座長及び委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 座長は関東地方整備局長とする。 3. 委員は別表-1に掲げる者とする。 4. 座長は必要があるときは、協議会に3. に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。 	<p>(協議会の設置)</p> <p>第1条 流域の開発に伴い治水安全度の低下及び水循環系に諸課題を有する鶴見川において、治水施設の整備の積極的な推進及び流域の持つ保水遊水機能の健全な維持等の総合的な治水対策に加え、水循環系の健全化に係る施策を講ずるため、鶴見川流域水協議会(以下「協議会」という)を設置する。なお、本協議会は特定都市河川浸水被害対策法第6条に基づく流域水害対策協議会を兼ねるものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は鶴見川総合治水対策及び水循環系の健全化に係る施策の効率的かつ円滑な実施を図るため次の所掌事項を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整。 3. 水循環系の健全化に係る施策(鶴見川流域水マスタープラン策定など)の実施に関する協議。 <p>(協議会の組織)</p> <p>第3条 協議会は、座長及び委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 座長は関東地方整備局長とする。 3. 委員は別表-1に掲げる者とする。 4. 座長は必要があるときは、協議会に3. に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

- 現行の鶴見川流域水協議会を法定協議会化
- 特定都市河川法6条で定める要件に適合させるため、現行の設置要領の一部を修正

鶴見川流域水協議会 設置要領 新旧表

現行	改定案
(幹事会)	(幹事会)
<p>第4条 協議会に総合治水幹事会及び水循環幹事会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 各幹事会は別表-1に掲げる者をもって組織する。 3. 総合治水幹事会は、協議会の所掌事項の第2条2項の協議事項について、また、水循環幹事会は、所掌事項の第2条3項の協議事項についてあらかじめ協議を行ない、協議会の円滑な運営に資するものとする。 4. 各幹事会の座長は関東地方整備局河川部長とする。 5. 各幹事会の座長は、必要があるときは各幹事会に2. に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。 	<p>第4条 協議会に総合治水幹事会及び水循環幹事会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 各幹事会は別表-1に掲げる者をもって組織する。 3. 総合治水幹事会は、協議会の所掌事項の第2条2項の協議事項について、また、水循環幹事会は、所掌事項の第2条3項の協議事項についてあらかじめ協議を行ない、協議会の円滑な運営に資するものとする。 4. 各幹事会の座長は関東地方整備局河川部長とする。 5. 各幹事会の座長は、必要があるときは各幹事会に2. に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
(作業部会)	(作業部会)
<p>第5条 協議会に総合治水作業部会及び水循環作業部会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 各作業部会は別表-2に掲げる者をもって組織する。 3. 総合治水作業部会は協議会の所掌事項の第2条2項の協議事項について、また、水循環作業部会は、所掌事項の第2条3項の協議事項について、専門的な調査、検討を行う。 4. 水循環作業部会は、協議事項に応じて別表-2に掲げる者の中から座長が招集するものとする。 5. 各作業部会の座長は関東地方整備局京浜河川事務所長とする。 6. 各作業部会の座長は、必要があるときは各作業部会に2. に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。 	<p>第5条 協議会に総合治水作業部会及び水循環作業部会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 各作業部会は別表-2に掲げる者をもって組織する。 3. 総合治水作業部会は協議会の所掌事項の第2条2項の協議事項について、また、水循環作業部会は、所掌事項の第2条3項の協議事項について、専門的な調査、検討を行う。 4. 水循環作業部会は、協議事項に応じて別表-2に掲げる者の中から座長が招集するものとする。 5. 各作業部会の座長は関東地方整備局京浜河川事務所長とする。 6. 各作業部会の座長は、必要があるときは各作業部会に2. に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

- 現行の鶴見川流域水協議会を法定協議会化
- 特定都市河川法6条で定める要件に適合させるため、現行の設置要領の一部修正

鶴見川流域水協議会 設置要領 新旧表

現行	改定案
<p>(専門部会)</p> <p>第6条 協議会には必要に応じて専門部会を置くことができる。 2. 専門部会への参加要請は、代表事務局から行うものとする。</p>	<p>(専門部会)</p> <p>第6条 協議会には必要に応じて専門部会を置くことができる。 2. 専門部会への参加要請は、代表事務局から行うものとする。</p> <p>(意見聴取)</p> <p>第7条 協議会は、必要に応じて鶴見川流域水委員会及び鶴見川流域水懇談会等より、意見聴取を行うものとする。</p>
<p>(事務局)</p> <p>第7条 協議会、幹事会および作業部会の事務局は、別表-2に示す部局で組織する。なお、京浜河川事務所を代表事務局とする。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会、幹事会および作業部会の事務局は、別表-2に示す部局で組織する。なお、京浜河川事務所を代表事務局とする。</p>
<p>(雑則)</p> <p>第8条 この要領に定めるものの他は、協議会に諮り定めるものとする。</p>	<p>(雑則)</p> <p>第9条 この要領に定めるものの他は、協議会に諮り定めるものとする。</p>
<p>附則</p> <p>1 この要領は、平成16年8月28日から施行する。 2 令和2年8月20日改定 3 令和3年1月15日改定 4 令和4年3月10日改定</p>	<p>附則</p> <p>1 この要領は、平成16年8月28日から施行する。 2 令和2年8月20日改定 3 令和3年1月15日改定 4 令和4年3月10日改定 5 令和4年 月 日改定</p>

- 流域水害対策協議会の必須の構成員に地方公共団体の長が含まれることから、構成員を『副知事(副市長)』⇒『知事(市長)』に変更

鶴見川流域水協議会 委員

現行		改定案		備考
東京都	副知事	東京都	知事	地方公共団体の長・河川管理者等
神奈川県	副知事	神奈川県	知事	
横浜市	副市長	横浜市	市長	
川崎市	副市長	川崎市	市長	
町田市	副市長	町田市	市長	
稲城市	副市長	稲城市	市長	
国土交通省 関東地方整備局	局長(◎座長)	国土交通省 関東地方整備局	局長(◎座長)	河川管理者等

※必須の構成員以外は、協議会の構成員に含めない。ただし、下部組織の幹事会、作業部会には行政の都市、農政部局等担当者が含まれる。また、**市民、企業、学識経験者**等で構成される鶴見川流域水委員会、鶴見川流域水懇談会と適宜連携して検討を進める予定。



法定化に対応した水協議会の変更内容-構成員の変更(2/3)



鶴見川流域水協議会 幹事会 委員名簿

変更前		別表-1 鶴見川流域水協議会・幹事会 委員名簿	
		協議会	水循環幹事会(※2)
東京都	副知事	都市整備局長	都市整備局長
		建設局長	建設局長
神奈川県	副知事	総務局 総合防災部長	総務局 総合防災部長
		環境局 自然環境部長	環境局 自然環境部長
		産業労働局 農林水産部長	産業労働局 農林水産部長
		東京消防庁 防災部長	東京消防庁 防災部長
		水道局 特命担当部長	水道局 特命担当部長
		教育庁 指導部長	教育庁 指導部長
		環境農政局 副局長兼総務室長	環境農政局 副局長兼総務室長
横浜市	副市長	環境農政局 環境部長	環境農政局 環境部長
		環境農政局 農水産部長	環境農政局 農水産部長
		県土整備局 都市部長	県土整備局 都市部長
		県土整備局 建築住宅部長	県土整備局 建築住宅部長
		県土整備局 河川下水道部長	県土整備局 河川下水道部長
		くらし安全防災局 副局長兼総務室長	くらし安全防災局 副局長兼総務室長
		教育局 支援部長	教育局 支援部長
川崎市	副市長	政策局長	政策局長
		環境創造局長	環境創造局長
		建設局長	建設局長
		都市整備局長	都市整備局長
		道路局長	道路局長
		総務局 危機管理室長	総務局 危機管理室長
		市民局長	市民局長
		消防局長	消防局長
		水道局長	水道局長
		教育委員会事務局 総務部長	教育委員会事務局 総務部長
町田市	副市長	総務企画局長	総務企画局長
		危機管理本部長	危機管理本部長
		経済労働局長	経済労働局長
		建設緑政局長	建設緑政局長
		環境局長	環境局長
		まちづくり局長	まちづくり局長
		上下水道事業管理者	上下水道事業管理者
		消防局長	消防局長
		教育委員会 学校教育部長	教育委員会 学校教育部長
		政策経営部長	政策経営部長
稲城市	副市長	道路部長	道路部長
		都市づくり部長	都市づくり部長
		下水道部長	下水道部長
		防災安全部長	防災安全部長
		経済観光部北部・農政担当部長	市民部 市民協働推進担当部長
		環境資源部長	環境資源部長
		教育委員会 学校教育部長	教育委員会 学校教育部長
		企画部長	企画部長
		都市建設部長	都市建設部長
		都市環境整備部長	都市環境整備部長
国土交通省 関東地方整備局	局長(◎座長)	企画部長	企画部長
		建設部長	建設部長
		河川部長(◎座長)	河川部長(◎座長)
		環境調整官	環境調整官
		住宅調整官	住宅調整官
		都市調整官	都市調整官
		下水道調整官	下水道調整官
		河川調査官	河川調査官
		京浜河川事務所長	京浜河川事務所長

変更後		別表-1 鶴見川流域水協議会・幹事会 委員名簿	
		協議会	水循環幹事会(※2)
東京都	知事	都市整備局長	都市整備局長
		建設局長	建設局長
神奈川県	知事	総務局 総合防災部長	総務局 総合防災部長
		環境局 自然環境部長	環境局 自然環境部長
		産業労働局 農林水産部長	産業労働局 農林水産部長
		東京消防庁 防災部長	東京消防庁 防災部長
		水道局 特命担当部長	水道局 特命担当部長
		教育庁 指導部長	教育庁 指導部長
		環境農政局 副局長兼総務室長	環境農政局 副局長兼総務室長
横浜市	市長	環境農政局 環境部長	環境農政局 環境部長
		環境農政局 農水産部長	環境農政局 農水産部長
		県土整備局 都市部長	県土整備局 都市部長
		県土整備局 建築住宅部長	県土整備局 建築住宅部長
		県土整備局 河川下水道部長	県土整備局 河川下水道部長
		くらし安全防災局 副局長兼総務室長	くらし安全防災局 副局長兼総務室長
		教育局 支援部長	教育局 支援部長
川崎市	市長	政策局長	政策局長
		総務局 危機管理室長	総務局 危機管理室長
		環境創造局長	環境創造局長
		建設局長	建設局長
		都市整備局長	都市整備局長
		道路局長	道路局長
		市民局長	市民局長
		消防局長	消防局長
		水道局長	水道局長
		教育委員会事務局 総務部長	教育委員会事務局 総務部長
町田市	市長	総務企画局長	総務企画局長
		危機管理監	危機管理監
		経済労働局長	経済労働局長
		建設緑政局長	建設緑政局長
		環境局長	環境局長
		まちづくり局長	まちづくり局長
		上下水道事業管理者	上下水道事業管理者
		消防局長	消防局長
		教育委員会 学校教育部長	教育委員会 学校教育部長
		政策経営部長	政策経営部長
稲城市	市長	道路部長	道路部長
		都市づくり部長	都市づくり部長
		下水道部長	下水道部長
		防災安全部長	防災安全部長
		経済観光部北部・農政担当部長	市民部 市民協働推進担当部長
		環境資源部長	環境資源部長
		教育委員会 学校教育部長	教育委員会 学校教育部長
		企画部長	企画部長
		都市建設部長	都市建設部長
		都市環境整備部長	都市環境整備部長
国土交通省 関東地方整備局	局長(◎座長)	企画部長	企画部長
		建設部長	建設部長
		河川部長(◎座長)	河川部長(◎座長)
		環境調整官	環境調整官
		住宅調整官	住宅調整官
		都市調整官	都市調整官
		下水道調整官	下水道調整官
		河川調査官	河川調査官
		地域河川調整官	地域河川調整官
		京浜河川事務所長	京浜河川事務所長

(オブザーバー) 【※流域治水プロジェクトのみ】

協議会	総合治水幹事会(※1)	水循環幹事会(※2)
農林水産省 関東農政局	農村振興部 洪水調節機能強化対策官	農村振興部 洪水調節機能強化対策官
気象庁	東京管区気象台 気象防災情報調整官	東京管区気象台 気象防災情報調整官
東日本旅客鉄道 株式会社	横浜支社 総務部 安全企画室 室長	横浜支社 総務部 安全企画室 室長
東海旅客鉄道 株式会社	新幹線鉄道事業本部 施設部 管理課長	新幹線鉄道事業本部 施設部 管理課長
東急電鉄株式会社	鉄道事業本部 工務部 施設保全課長	鉄道事業本部 工務部 施設保全課長
京浜急行電鉄 株式会社	施設部 工務課 担当課長	施設部 工務課 担当課長

(オブザーバー) 【※流域治水プロジェクトのみ】

協議会	総合治水幹事会(※1)	水循環幹事会(※2)
農林水産省 関東農政局	農村振興部 洪水調節機能強化対策官	農村振興部 洪水調節機能強化対策官
気象庁	東京管区気象台 気象防災情報調整官	東京管区気象台 気象防災情報調整官
東日本旅客鉄道 株式会社	横浜支社 総務部 安全企画室 室長	横浜支社 総務部 安全企画室 室長
東海旅客鉄道 株式会社	新幹線鉄道事業本部 施設部 管理課長	新幹線鉄道事業本部 施設部 管理課長
東急電鉄株式会社	鉄道事業本部 工務部 施設保全課長	鉄道事業本部 工務部 施設保全課長
京浜急行電鉄 株式会社	施設部 工務課 担当課長	施設部 工務課 担当課長

※1
 ・総合治水ワーキング
 ・鶴見川排水ポンプ運転調整ワーキング
 ・流域対策担当者会議
 ・地球温暖化適応策の推進AP担当者会議
 ・流域治水プロジェクト

※2
 ・雨水浸透の促進に向けたAP担当者会議
 ・流域治水プロジェクト

※ 流域治水プロジェクトは「総合治水幹事会・水循環幹事会」と同構成員にて運用する。

※1
 ・総合治水ワーキング
 ・鶴見川排水ポンプ運転調整ワーキング
 ・流域対策担当者会議
 ・地球温暖化適応策の推進AP担当者会議
 ・流域治水プロジェクト

※2
 ・雨水浸透の促進に向けたAP担当者会議
 ・流域治水プロジェクト

※ 流域治水プロジェクトは「総合治水幹事会・水循環幹事会」と同構成員にて運用する。

法定化に対応した水協議会の変更内容-構成員の変更 (3/3)



変更前

別表-2 鶴見川流域水協議会 作業部会 委員名簿

都道府県	所屬	総合治水作業部会 (※1)		水循環作業部会 (※2)	
		総合治水作業部会 (※1)	水循環作業部会 (※2)	総合治水作業部会 (※1)	水循環作業部会 (※2)
東京都	都市整備局	都市基盤部	施設計画担当課長	施設計画担当課長	施設計画担当課長
		都市づくり政策部	緑地景観課長	水資源・建設副産物担当課長	緑地景観課長
	建設局	河川部	計画課長	副所長兼工事課長	計画課長
		前多摩東部建設事務所	総合防災部	計画調整担当課長	総合防災部
	総務局	総合防災部	環境局	自然環境部	環境課長
	環境局	自然環境部	産業労働局	農林水産部	農業基盤整備担当課長
	産業労働局	農林水産部	東京消防庁	防火部	水利課長
	東京消防庁	防火部	水道局	総務部	施設計画課長
	水道局	総務部	教育庁	指導部	教育庁指導部主任指導主事
	教育庁	指導部	環境農政局	環境部	環境計画課長
神奈川県	環境農政局	環境部	環境計画課長	環境計画課長	
		農水産部	農地課長	農地課長	
	県土整備局	都市部	都市公園課長	都市公園課長	
		建築住宅部	住宅計画課長	住宅計画課長	
		河川部	河川課長	河川課長	
		横浜川崎治水事務所	横浜川崎治水事務所長	横浜川崎治水事務所長	
		川崎治水センター	川崎治水センター一所长	川崎治水センター一所长	
		くらし安全防災局	防災部	危機管理防災課長	
	くらし安全防災局	防災部	教育局	子ども教育支援課長	
	教育局	子ども教育支援課	政策局	政策担当部長	
横浜市	政策局	政策担当部長	政策担当部長	政策担当部長	
		政策調整部長	政策調整部長	政策調整部長	
	環境創造局	農政部長	農政部長	農政部長	
		下水道計画調整部長	下水道計画調整部長	下水道計画調整部長	
	建築局	企画部長	企画部長	企画部長	
		建築指導部長	建築指導部長	建築指導部長	
	都市整備局	土地審査部長	土地審査部長	土地審査部長	
	道路局	企画部長	企画部長	企画部長	
	道路局	企画部長	企画部長	企画部長	
	道路局	企画部長	企画部長	企画部長	
川崎市	総務企画局	都市政策部長	都市政策部長	都市政策部長	
	危機管理本部	危機管理本部長	危機管理本部長	危機管理本部長	
	経済労働局	都市農業振興センター一所长	都市農業振興センター一所长	都市農業振興センター一所长	
	建設緑政局	道路河川整備部長	道路河川整備部長	道路河川整備部長	
	環境局	緑政部長	緑政部長	緑政部長	
	まちづくり局	環境部長	環境部長	環境部長	
	上下水道局	計画部長	計画部長	計画部長	
	消防局	指導部長	指導部長	指導部長	
	教育委員会事務局	下水道部長	下水道部長	下水道部長	
	教育委員会事務局	水道部長	水道部長	水道部長	
町田市	政策経営部	政策経営部長	政策経営部長	政策経営部長	
	道路部	道路部長	道路部長	道路部長	
	都市づくり部	都市づくり部長	都市づくり部長	都市づくり部長	
	防災安全部	防災安全部長	防災安全部長	防災安全部長	
	経済観光部	経済観光部一部长・農政担当部長	経済観光部一部长・農政担当部長	経済観光部一部长・農政担当部長	
	環境資源部	環境資源部長	環境資源部長	環境資源部長	
	教育委員会	学校教育部長	学校教育部長	学校教育部長	
	企業部	企画部長	企画部長	企画部長	
	都市建設部	都市建設部長	都市建設部長	都市建設部長	
	都市環境整備部	都市環境整備部長	都市環境整備部長	都市環境整備部長	
国土交通省	環境調整官	環境調整官	環境調整官	環境調整官	
	住宅調整官	住宅調整官	住宅調整官	住宅調整官	
	都市調整官	都市調整官	都市調整官	都市調整官	
	下水道調整官	下水道調整官	下水道調整官	下水道調整官	
	河川部	河川課長	河川課長	河川課長	
	地城河川調整官	地城河川調整官	地城河川調整官	地城河川調整官	
	京浜河川事務所	京浜河川事務所長 (◎座長)	京浜河川事務所長 (◎座長)	京浜河川事務所長 (◎座長)	

変更後

鶴見川流域水協議会 作業部会 委員名簿

別表-2 鶴見川流域水協議会 作業部会 委員名簿

都道府県	所屬	総合治水作業部会 (※1)		水循環作業部会 (※2)	
		総合治水作業部会 (※1)	水循環作業部会 (※2)	総合治水作業部会 (※1)	水循環作業部会 (※2)
東京都	都市整備局	都市基盤部	施設計画担当課長	施設計画担当課長	施設計画担当課長
		都市づくり政策部	緑地景観課長	水資源・建設副産物担当課長	緑地景観課長
	建設局	河川部	計画課長	副所長兼工事課長	計画課長
		前多摩東部建設事務所	総合防災部	計画調整担当課長	総合防災部
	総務局	総合防災部	環境局	自然環境部	環境課長
	環境局	自然環境部	産業労働局	農林水産部	農業基盤整備担当課長
	産業労働局	農林水産部	東京消防庁	防火部	水利課長
	東京消防庁	防火部	水道局	総務部	施設計画課長
	水道局	総務部	教育庁	指導部	教育庁指導部主任指導主事
	教育庁	指導部	環境農政局	環境部	環境計画課長
神奈川県	環境農政局	環境部	環境計画課長	環境計画課長	
		農水産部	農地課長	農地課長	
	県土整備局	都市部	都市公園課長	都市公園課長	
		建築住宅部	住宅計画課長	住宅計画課長	
		河川部	河川課長	河川課長	
		横浜川崎治水事務所	横浜川崎治水事務所長	横浜川崎治水事務所長	
		川崎治水センター	川崎治水センター一所长	川崎治水センター一所长	
		くらし安全防災局	防災部	危機管理防災課長	
	くらし安全防災局	防災部	教育局	子ども教育支援課長	
	教育局	子ども教育支援課	政策局	政策担当部長	
横浜市	政策局	政策担当部長	政策担当部長	政策担当部長	
		政策調整部長	政策調整部長	政策調整部長	
	環境創造局	農政部長	農政部長	農政部長	
		下水道計画調整部長	下水道計画調整部長	下水道計画調整部長	
	建築局	企画部長	企画部長	企画部長	
		建築指導部長	建築指導部長	建築指導部長	
	都市整備局	土地審査部長	土地審査部長	土地審査部長	
	道路局	企画部長	企画部長	企画部長	
	道路局	企画部長	企画部長	企画部長	
	道路局	企画部長	企画部長	企画部長	
川崎市	総務企画局	都市政策部長	都市政策部長	都市政策部長	
	危機管理本部	危機管理本部長	危機管理本部長	危機管理本部長	
	経済労働局	都市農業振興センター一所长	都市農業振興センター一所长	都市農業振興センター一所长	
	建設緑政局	道路河川整備部長	道路河川整備部長	道路河川整備部長	
	環境局	緑政部長	緑政部長	緑政部長	
	まちづくり局	環境部長	環境部長	環境部長	
	上下水道局	計画部長	計画部長	計画部長	
	消防局	指導部長	指導部長	指導部長	
	教育委員会事務局	下水道部長	下水道部長	下水道部長	
	教育委員会事務局	水道部長	水道部長	水道部長	
町田市	政策経営部	政策経営部長	政策経営部長	政策経営部長	
	道路部	道路部長	道路部長	道路部長	
	都市づくり部	都市づくり部長	都市づくり部長	都市づくり部長	
	防災安全部	防災安全部長	防災安全部長	防災安全部長	
	経済観光部	経済観光部一部长・農政担当部長	経済観光部一部长・農政担当部長	経済観光部一部长・農政担当部長	
	環境資源部	環境資源部長	環境資源部長	環境資源部長	
	教育委員会	学校教育部長	学校教育部長	学校教育部長	
	企業部	企画部長	企画部長	企画部長	
	都市建設部	都市建設部長	都市建設部長	都市建設部長	
	都市環境整備部	都市環境整備部長	都市環境整備部長	都市環境整備部長	
稲城市	環境調整官	環境調整官	環境調整官	環境調整官	
	住宅調整官	住宅調整官	住宅調整官	住宅調整官	
	都市調整官	都市調整官	都市調整官	都市調整官	
	下水道調整官	下水道調整官	下水道調整官	下水道調整官	
	河川部	河川課長	河川課長	河川課長	
	地城河川調整官	地城河川調整官	地城河川調整官	地城河川調整官	
	京浜河川事務所	京浜河川事務所長 (◎座長)	京浜河川事務所長 (◎座長)	京浜河川事務所長 (◎座長)	

(オブザーバー) (※環境治水プロジェクトのみ)

農林水産省	関東農政局	農村振興部	洪水調節機能強化対策官	洪水調節機能強化対策官
気象庁	東京管区気象台	気象防災部	気象防災情報調整官	気象防災情報調整官
東日本旅客鉄道株式会社	横浜支社	総務部 安全企画室	室長	室長
東海旅客鉄道株式会社	新幹線鉄道事業本部	施設部	管理課長	管理課長
東急電鉄株式会社	鉄道事業本部	工務部	施設保全課長	施設保全課長
京浜急行電鉄株式会社	施設部	工務課 担当課長	工務課 担当課長	工務課 担当課長

(オブザーバー) (※環境治水プロジェクトのみ)

農林水産省	関東農政局	農村振興部	洪水調節機能強化対策官	洪水調節機能強化対策官
気象庁	東京管区気象台	気象防災部	気象防災情報調整官	気象防災情報調整官
東日本旅客鉄道株式会社	横浜支社	総務部 安全企画室	室長	室長
東海旅客鉄道株式会社	新幹線鉄道事業本部	施設部	管理課長	管理課長
東急電鉄株式会社	鉄道事業本部	工務部	施設保全課長	施設保全課長
京浜急行電鉄株式会社	施設部	工務課 担当課長	工務課 担当課長	工務課 担当課長

※1
・総合治水ワーキング
・横浜川崎治水センター
・環境治水プロジェクト

※2
・雨水浸透の促進に向けたAP担当委員会
・環境治水プロジェクト

※ 流域治水プロジェクトは「総合治水作業部会・水循環作業部会」と同構成員にて運用する。

※1
・総合治水ワーキング
・鶴見川治水センター
・環境治水プロジェクト

※2
・雨水浸透の促進に向けたAP担当委員会
・流域治水プロジェクト

※ 流域治水プロジェクトは「総合治水作業部会・水循環作業部会」と同構成員にて運用する。

- 法定協議会化後は、水協議会下部組織である「総合治水WG」で流域水害対策計画変更に向けた実務者協議を実施
- その他事業体とも、既存の会議体を活用し、連携を図る
 - ・ 学識経験者 ⇒ 鶴見川流域水委員会で検討状況を報告し、助言を受ける
 - ・ 市民、企業等 ⇒ 鶴見川流域水懇談会で検討状況を報告し、意見聴取
 - ・ 都市、農政部局等 ⇒ 総合治水WGの委員として、流域水害対策計画変更に関する協議に参画

